

令和6年門審第4号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努及び同官牧野真人出席
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年6月3日16時35分

福岡県小呂島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	1 4 . 7 2 トン	7 . 9 トン
登 録 長	1 4 . 8 0 メートル	1 4 . 5 0 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	3 8 9 キロワット	
漁船法馬力数		2 8 1 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側から順にレーダー、舵輪、GPSプロッター、魚群探知機及び機関操縦レバーをそれぞれ装備したたい2そうごち網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか甲板員1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年6月3日02時30分福岡県野北漁港を発し、04時00分頃小呂島東方沖合の漁場に到着して操業を行い、16時15分甲板員を漁獲物の選別のため僚船に移乗させて同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、発進してすぐに船尾甲板に移動して漁具の整理作業を始め、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったので、同作業を中断して操舵室に戻り、16時19分半小呂島港西2号防波堤灯台（以下「小呂島灯台」という。）から062度（真方位、以下同じ。）3.7海里の地点で、針路を170度に定めて自動操舵とし、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、船尾甲板に戻って漁具の整理作業を再開し、16時32分僅か過ぎ小呂島灯台から098度3.7海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、船尾甲板で漁具の整理作業を行うことに気をとられ、見張りを十分に

行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けないで続航し、16 時 35 分小呂島灯台から 106 度 3.9 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の左舷船尾部に、後方から 80 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 3 の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、右舷側に 1 号レーダー及び 1 号 G P S プロッター、左舷側に 2 号 G P S プロッター、2 号レーダー及び機関操縦レバーをそれぞれ装備したたい 1 そうごち網漁業に従事する F R P 製漁船で、b 受審人ほか 2 人が乗り組み、操業の目的で、船首 0.5 メートル船尾 1.2 メートルの喫水をもって、同日 05 時 00 分福岡県福吉漁港を発し、同県烏帽子島北方沖合の漁場に向かった。

ところで、B が行いたい 1 そうごち網漁業は、中央部が袋状の網とその両端に結び付けたひき綱とで構成され、魚を袋状の網に追い込んで漁獲するもので、ひき綱の片端に付けた浮標を投入し、これを起点として潮上に向かって楕円形状に網とひき綱を投入して起点に戻り、漂泊して左右のひき綱を引き寄せて網を船内に引き込みながら、袋状の網部分などの魚を漁獲し、投網に 10 分、揚網に 10 分ないし 15 分及び漁獲に 5 分ないし 10 分程度を要するものであった。

b 受審人は、06 時 00 分頃目的の漁場に到着し、漁場を移動しながら操業を行い、16 時 20 分衝突地点付近に至り、揚網及び漁獲するために船首を東方に向けて漂泊を開始して船首甲板に移動し、16 時 32 分僅か過ぎ衝突地点で、船首が 090 度を向いていたとき、左舷船尾 80 度 1,000 メートルのところに、A を視認することが

でき、その後自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、漁獲した魚をいけすに移す作業を行うことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b 受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、16時35分僅か前左舷至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が090度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首外板に擦過傷を生じ、Bは左舷船尾部外板に破口を生じてのち修理された。

(航法の適用)

本件は、小呂島東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係について規定した条文がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、小呂島東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、小呂島東方沖合において、野北漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、船尾甲板で漁具の整理作業を行うこ

とに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、小呂島東方沖合において、操業のため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、漁獲した魚をいけすに移す作業を行うことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して接近するAに気付かず、警告信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月27日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳